

さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和8年 2 月25日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第1号

さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 一般職の職員 職員のうち、市長等以外のものをいう。</u></p> <p><u>(2) 職の区分 市長等又は一般職の職員のいずれかの区分をいう。</u></p> <p>（条例第2条第6号の規則で定めるもの等）</p> <p><u>第3条 条例第2条第6号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第2号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><u>2 条例第2条第6号の規則で定める場合は、採用又は転任に伴う移転を要するもののうち、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 公務の必要により居住地が指定又は制限をされている場合</u></p> <p><u>(2) 移転前の住所から新在勤公署まで通勤するものとした場合の距離（以下この号において「移転前の通勤距離」という。）が60キロメートル以上であり、かつ、移転後の住所から新在勤公署までの通勤距離が、移転前の通勤距離の2分の1以下である場合</u></p>	<p>（条例第2条第1項第6号の市長が別に定めるもの）</p> <p><u>第2条 条例第2条第1項第6号の市長が別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第3条第1項第2号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける者</u></p> <p>(2) [略]</p>

(条例第2条第11号に規定する規則で定める者)

第4条 条例第2条第11号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(旅行命令の変更を受けた場合等における旅費)

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(旅行命令の取消し等の場合における旅費)

第3条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国旅行に伴う旅行雑費で既に支払った実費

額

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第24条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行

（旅費喪失の場合における旅費）

第4条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第7条 条例第4条第4項に規定する規則で定める旅行命令簿等は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、次の各号に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 旅行者の所属又は所属団体、職務名又は職業、氏名及び住所又は居所
(2) 旅費の請求者
(3) 当該旅行に関する発令年月日、旅行期間、用務、用務先及び旅費支給方法

2 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

(旅行命令等の変更の申請)

第8条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等)

第9条 条例第7条第1項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次号から第4号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書
(2) 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払を受けた旅費額と同一であるときには、旅費精算請求書
(3) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号若しくは第4号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書
(4) 条例第3条第2項(第1号及び第4号を除く。)に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書
(5) 条例第3条第5項又は第6項に係る旅費を請

(旅行命令等の変更の申請)

第5条 旅行者が、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

求する場合には、当該旅費に応じた前各号に掲げる請求書

(6) 条例第3条第7項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた第1号から第4号までに掲げる請求書

2 前項に掲げる請求書の記載事項又は記録事項は、別表第1の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第2の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

3 条例第7条第1項に規定する必要な資料の種類は、別表第3の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる資料とする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、次項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、第2項で定める記載事項又は記録事項に準じる内容が記載又は記録され、かつ、旅行命令権者が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第1項第6号に掲げる請求書に代えることができる。

5 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(旅行命令簿等及び請求書の特例)

第10条 前条第1項第6号に掲げる場合を除くほか、内国旅行のうち宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当のいずれも要しない出張に係る旅費を請求する場合の旅行命令簿等及び請求書は、第7条及び前条の規定にかかわらず、旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書によることができる。

2 旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書に記載又は記録をする事項は、発令年月日、旅行日、用務、用務先、出発地、旅行経路及び別表第2の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

3 旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書は旅行者ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属又は所属団体、職務名又は職業、氏名、住所又は居所、通勤方法、請求者及び請求額を記載又は記録する。

(旅費の精算に係る期間)

第11条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して10日間とする。

2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して10日間とする。

(鉄道賃に係る鉄道等)

第12条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当する

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 別に定める路程図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(急行料金)

第7条 条例第15条第2項第1号の市長が別に定めるものは、特別急行列車の乗車区間が片道100キロメートル未満の旅行であつて、旅行命令権者が特別急行列車を利用することが公務上必要と認めた旅行とする。

(特別車両料金及び特別船室料金)

第8条 条例第15条第3項及び条例第16条第3項の市長が別に定める旅行は、公務上の必要により次に掲げる者が特別車両料金を徴する客車又は特別船室料金を徴する船舶を利用する旅行とする。

もの

2 条例第9条第1項に規定する規則で定める移動は、次に掲げるものとする。

- (1) 出発地から目的地までを徒歩により移動するものとした場合の距離が片道1.5キロメートル以上であり、かつ、鉄道の利用距離が1キロメートル以上である移動
- (2) 前号に掲げるもののほか、用務の特殊性、緊急性等により鉄道を利用して旅行しなければ公務の円滑な運営上支障があると旅行命令権者が認めた移動

(船賃に係る船舶)

第13条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第14条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(特定航空移動)

第15条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動で、旅行命令権者が特に必要と認める場合とする。

(その他の交通費の細則)

第16条 条例第12条第1項に規定する規則で定める移動は、出発地から目的地までを徒歩により移動するものとした場合の距離が片道1.5キロメートル以上であり、かつ、鉄道、船舶及び航空機以外を利用して移動する距離が1キロメートル以上である移動とする。

2 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる費用とする。

- (1) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（レンタカー型カーシェアリング（会員制により特定の借受人に対して業として貸し渡す自家用自動車をいう。）を除く。）（外国におけるこれに相当

するものを含む。以下この号において「レンタカー等」という。)の賃料、レンタカー等の使用に係る燃料費及びレンタカー等により通行する有料道路の通行料金その他これらに類するもの

(2) 公用車(自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具のうち市の所有に属するもの及び市が賃貸借契約により賃借するものをいう。)により通行する有料道路の通行料金その他これに類するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める方法による移動に直接要する費用

3 条例第12条第2項に規定する規則で定める額は、37円とする。

(宿泊費基準額等)

第17条 条例第13条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市長等 宿泊地が国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の各表の区分欄のいずれに該当するかに応じ、同表の宿泊費基準額(一夜につき)の指定職職員等欄に定める額

(2) 一般職の職員 宿泊地が国家公務員等の旅費支給規程別表第2の各表の区分欄のいずれに該当するかに応じ、同表の宿泊費基準額(一夜につき)の職務の級が十級以下の者欄に定める額

2 条例第13条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議、式典、大会その他の催しにおいて主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 市長等又は市長等が受けるべき額に相当する旅費若しくは費用弁償を支給される者(以下この号において「特別職の職員等」という。)に同行する者が、特別職の職員等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

(宿泊手当の定額等)

第18条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、宿泊地が国家公務員等の旅費支給規程別表第3の各表の区分欄のいずれに該当するかに応じ、同表の宿泊手当（一夜につき）欄に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地が国家公務員等の旅費支給規程別表第3の各表の区分欄のいずれに該当するかに応じ、同表の宿泊手当（一夜につき）欄に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第19条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、別表第4に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又はレンタカー等、公用車若しくは条例第12条第2項の規定に準じて登録を受けた自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業

者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後手当)

第9条 条例第23条の市長が別に定める額は、次に掲げる額とする。

- (1) 旅行者が新在勤地に到着後直ちに市の宿舎又は自宅に入る場合 条例別表第1の日当の額の2日分及び宿泊料の額の2夜分に相当する額
- (2) 前号の規定に該当しない場合で、赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合 条例別表第1の日当の額の3日分及び宿泊料の額の3夜分に相当する額
- (3) 第1号の規定に該当しない場合で、赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例別表第1の日当の額の4日分及び宿泊料の額の4夜分に相当する額
- (4) 第1号の規定に該当しない場合で、赴任に伴う移転の路程が100キロメートル以上の場合 条例別表第1の日当の額の5日分及び宿泊料の額の5夜分に相当する額

(旅行雑費)

第10条 条例第25条第2項の市長が定めるものは、日当が支給されない旅行であって、旅行の目的地が市内、隣接する市及び伊奈町以外のものとする。

(渡航雑費の細則)

第20条 条例19条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 条例第19条に規定する費用に類し、又は付

随する費用

- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして任命権者が定める費用

(退職者等の旅費の細則)

第21条 条例第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職の区分の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職の区分の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

- (3) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職の区分の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職の区分の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) イの規定に準じた旅費

(イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職の区分の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を經由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) 出張の例に準じ、退職等となる前の職の区分の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(遺族等の旅費の細則)

第22条 条例第22条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費

(3) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(4) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(5) 条例第3条第2項第6号の規定により支給す

る旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

(6) 条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅行依頼に係る旅費）

第23条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費は、旅行者の職の区分を一般職の職員の区分に相当するものとして出張の例に準じて計算した旅費とする場合には、任命権者が市長への協議を経たものとみなして定めることができる。

（通勤手当との調整）

第24条 旅行者が給与条例第15条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、特に支給する必要があると認められる場合を除き、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（通勤を出張とみなすことができる場合）

第25条 条例第25条第2項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他の市長が定める危機が発生し、又は発生のおそれがあるときであって、条例第25条第2項に規定する職員が当該危機に対応するため通勤を要する場合に、当該職員の常例とする通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で通勤することがやむを得ないと旅行命令権者が認める場合

(2) 条例第25条第2項に規定する職員のうち、通勤のため給与条例第15条第1項第2号に規定する自動車等を使用することを常例とする職員が、任命権者若しくは旅行命令権者の承認を受けてその住所若しくは居所から直接目的地へ旅行し、その後旅行地から在勤公署へ旅行する場合又は、在勤公署から目的地へ旅行し、その後任命権者若しくは旅行命令権者の承認を受けて旅行地から直接その住所若しくは居所へ旅行する場合であって、在勤公署と住所又は居所との

間の移動において、常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で通勤することがやむを得ないと旅行命令権者が認める場合

(給与の種類)

第26条 条例第26条第2項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給料、管理職手当、第一種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第27条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第18条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(年度経過等による区分)

第29条 移動中における年度の経過、職の区分の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職の区分の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第30条 [略]

第11条 [略]

附則の次に別表として次の4表を加える。

別表第1（第9条関係）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書 又は出張旅費概算請求書	旅行者の所属又は所属団体、職務名又は職業、住所又は居所及び氏名 旅行日ごとに用務、用務先、出発地、到着地、経路、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 請求者の氏名又は名称 請求額（精算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。） 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
旅費精算請求書	請求者の所属又は所属団体、職務名又は職業及び氏名 概算額、精算額及び差引額 概算払に係る旅費の請求年月日 旅行命令年月日 精算請求年月日
赴任旅費精算請求書 又は赴任旅費概算請求書	旅行者の所属、職務名、住所又は居所及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地又は滞在地、種目及びその金額 請求年月日 請求者の氏名又は名称 概算額、精算額、追給額及び返納額
死亡時旅費請求書	旅行者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属、職務名及び氏名（これらについては、旅行者が遺族である場合に限る。） 旅行者の所属、職務名、住所又は居所及び氏名並びに死亡者の旅行者との続柄及び氏名（これらについては、旅行者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 請求年月日 請求者の氏名又は名称

備考

- 1 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である場合又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

2 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第2（第9条、第10条関係）

区分	記載事項又は記録事項
1 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
2 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
3 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
4 その他の交通費	条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる運賃、同項第3号及び第4号に掲げる費用の各金額、同条第2項の費用、同条第3項の規定により計算した路程並びに合計金額
5 宿泊費	夜数及び金額
6 包括宿泊費	夜数及び金額
7 宿泊手当	夜数及び定額
8 転居費	金額
9 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
10 家族移転費	第1項から第7項まで及び前項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
11 渡航雑費	金額
12 死亡手当	定額

別表第3（第9条関係）

区分		添付する資料
1 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃（外国旅行の場合で、運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第9条第1項第2号から第6号までに掲げる費用（外国旅行の場合に限る。）	その支払を証明するに足る資料
2 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第10条第1項第2号から第5号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
3 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る資料
	条例第11条第1項第2号及び第3号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
4 その他の交通費	条例第12条第1項第1号に掲げる運賃（外国旅行の場合に限る。）	その支払を証明するに足る資料
	条例第12条第1項第2号に掲げる運賃並びに第3号及び第4号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
	条例第12条第2項に規定する費用（1キロメートルにつき37円を超えない範囲内において規則で定める額により算定した額以外の費用を要する場合に限る。）	その支払を証明するに足る資料
5 宿泊費		その支払を証明するに足る資料 第17条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第13条ただし書きに該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
6 包括宿泊費		その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料

7 転居費	<p>その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 条例第18条第1項第2号ア又はイに規定する許可を証明するに足る資料（同号ア又はイに規定する場合に該当するときに限る。） 条例第18条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）</p>
8 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	<p>その支払を証明するに足る資料 第17条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料</p>
9 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	<p>その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第17条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 条例第18条第1項第2号アからエまでに規定する許可を証明するに足る資料（同号アからエまでに規定する場合に該当するときに限る。）</p>
10 渡航雑費	<p>その支払を証明するに足る資料</p>
11 条例第21条に規定する旅費	<p>請求する種目に相当するものに応じた第1項から前項までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となったことを証明する資料</p>
12 死亡時旅費請求書により請求する旅費	<p>請求する種目に相当するものに応じた第1項から第10項までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。）</p>

	遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
1 3 条例第3条第5項に規定する旅費	<p>損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料</p> <p>旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料</p> <p>同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）</p>
1 4 条例第3条第6項に規定する旅費	<p>天災又は第6条第1項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料</p> <p>喪失額を証明するに足る資料</p>
1 5 条例第25条第1項に規定する旅費	<p>請求する種目に相当するものに応じた第1項から第10項までに掲げる資料</p> <p>条例第25条第1項の規定に該当することを証明するに足る資料</p>

別表第4（第19条関係）

区分		上限
家財の運送単位を容積により算出する場合	職員	9立方メートル
	配偶者	9立方メートル
	子（1人につき）	1.5立方メートル
家財の運送単位を重量により算出する場合	職員	360キログラム
	配偶者	360キログラム
	子（1人につき）	60キログラム

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にさいたま市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年さいたま市条例第51号）による改正後のさいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号。以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にさいたま市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前のさいたま市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規則第21条及び第22条の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新規則第5条及び第6条の規定は、新条例第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。